

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第69号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成23年7月24日（日） 13時40分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市黒島南東方沖 佐世保市所在の黒島港沖防波堤東灯台から真方位151° 2.3海里付近 （概位 北緯33° 06.8′ 東経129° 33.0′）	
事故等調査の経過	平成23年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船体番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	軽傷 1人（船長）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、黒島南東方沖において、左舷中央部に設置されたローラーに錨索を2回巻き付けたのち、ローラーを始動して揚錨を開始した。</p> <p>船長は、ローラーが空回りするので更に錨索を巻き付けることとし、左手で機関室囲壁の手すりを持ち、右手で錨索を持ってもう一巻きしようとしたところ、平成23年7月24日13時40分ごろ、うねりで船体が動揺してバランスを崩し、右腕がローラーと錨索との間に巻き込まれた。</p> <p>船長は、ふだん、ローラーに錨索を巻き付けるときにはローラーを停止していたが、本事故当時は停止しなかった。</p> <p>船長は、ローラーを停止し、右腕を骨折して操船ができなかったため携帯電話で118番通報し、来援した海上保安部の巡視艇で佐世保市佐世保港に入港したのち、救急車で病院に搬送された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：うねり あり	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は黒島南東方沖において揚錨作業中、船長が、ローラーに錨索を巻き付ける際、ローラーを停止しなかったことから、うねりで船体が動揺した際、右腕がローラーと錨索との間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が黒島南東方沖において揚錨作業中、船長が、ローラーに錨索を巻き付ける際、ローラーを停止しなかったため、うねりで船体が動揺した際、右腕がローラーと錨索との間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられ	

る。

- ・ローラーに錨索を巻き付ける作業においては、ローラー回転中に船体動揺等で体勢が崩れて危険な状態になることがあるので、ローラーを停止して作業を行うこと。